多様な働き方を
サポート！

令和８年度
北区中小企業子連れワーク環境整備支援事業 補助金

従業員の多様な働き方を推進する区内中小企業に対し、「子連れワーク」を実施するための環境を整備する際の費用の一部を区が補助します。

「子連れワーク」とは、従業員が０歳から１２歳までの自分の子どもを連れて出勤し、子どもと一緒に過ごしながら職場で仕事を行うことをいいます。

※従業員の子どもであっても、その子どもが経営者や役員等と親族関係にある場合は本事業の対象外となります。

補助対象者	北区内の中小企業者 ※対象企業の詳細条件については下記QRコードから北区HPをご確認ください。
補助対象経費	①施設整備費又は改修費（例：パーテーション、流し台等の設置） ②物品購入費（例：ベビーベッド、おむつ交換台、カーペット等の購入） ③制度理解を目的とした従業員向け研修等の実施又は研修等に参加するための経費（例：講師謝礼金、会場借上料、教材費、受講料等の経費） ※消費税等の間接経費は対象外です。 ※経費の合算額が１万円未満のもの、 経費の単価が２千円未満のものは対象外となります。 ※施設整備・改修、物品購入、研修の実施や経費の支払いが令和8年4月1日から令和9年3月31日までに行われている必要があります。
補助対象期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで**（申請締切：令和9年2月26日必着）** ※先着順（申請順）。予算額に達し次第助成は終了します。 ※施設整備・改修、物品購入、研修の実施や経費の支払いが3月になる場合は、必ず事前にご相談ください。
補助限度額	５０万円
補助率	２分の１　※補助対象経費に1/2を乗じた金額（千円未満切り捨て）となります。
申請方法	まずは、お電話にてお気軽にご相談ください。必要に応じて現地調査を行います。その後、北区ホームページより各種様式をダウンロードし、必要な添付書類と一緒に北区産業振興課まで郵送または窓口にて申請ください。

補助金の申請から請求・支払までの流れ

①領収書を添付し申請する場合

（申）事前相談 ▶ （申）補助金申請 ▶ （区）交付決定 ▶ （申）補助金請求 ▶ （区）補助金振込

②見積書を添付し申請する場合（施設整備又は改修工事のとき）

（申）事前相談 ▶ （申）補助金申請 ▶ （区）交付決定 ▶ （申）実績報告 ▶ （区）補助金確定 ▶ （申）補助金請求 ▶ （区）補助金振込

東京都北区産業振興課産業振興係
〒114-8503　北区王子1-11-1　北とぴあ11階
TEL：03-5390-1234　FAX：03-5390-1141

詳しくは北区HPを
ご覧ください ⇒